

中小企業信用保険法第2条第5項第2号口の規定による認定申請書

年 月 日

河南町長 殿

申請者  
住 所 \_\_\_\_\_  
名 称 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_

私は \_\_\_\_\_ が、 年 月 日から \_\_\_\_\_ を行っていることにより、下記の  
(注)

とお同事業者との間接的な取引の連鎖関係について売上高等の減少が生じているため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第2号口の規定に基づき認定されるようお願いいたします。

記

1 \_\_\_\_\_ に対する取引依存度 \_\_\_\_\_ % (A/B)

A 年 月 日から 年 月 日までの \_\_\_\_\_ 円  
に 関 連 す る 取 引 額 等 \_\_\_\_\_ 円  
B 上 記 期 間 中 の 全 取 引 額 等 \_\_\_\_\_ 円

2 売上高等

(イ) 最近1か月間の売上高等

減少率 \_\_\_\_\_ % (実績)

$$\frac{D - C}{D} \times 100$$

C : 事業活動の制限を受けた後最近1か月間の売上高等 \_\_\_\_\_ 円

D : Cの期間に対応する前年1か月間の売上高等 \_\_\_\_\_ 円

(ロ) (イ)の期間も含めた今後3か月間の売上高等

減少率 \_\_\_\_\_ % (実績見込み)

$$\frac{(D + F) - (C + E)}{D + F} \times 100$$

E : Cの期間後2か月間の見込み売上高等 \_\_\_\_\_ 円

F : Eの期間に対応する前年の2か月間の売上高等 \_\_\_\_\_ 円

河南農観第 号

令和 年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

本認定書の有効期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日

認 定 者 河南町長 森田 昌吾

※ (注) \_\_\_\_\_ には、経済産業大臣が指定する事業活動の制限の内容に応じ、「店舗の閉鎖」等を入れる。

※ 2の(ロ)の見込み売上高等には、実績を記入することができる。

(留意事項)

① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

② 市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

中小企業信用保険法第2条第5項第2号口の規定による認定申請書

年 月 日

河南町長 殿

申請者  
住 所 \_\_\_\_\_  
名 称 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_

私は \_\_\_\_\_ が、 年 月 日から \_\_\_\_\_ を行っていることにより、下記の  
(注)

とおり同事業者との間接的な取引の連鎖関係について売上高等の減少が生じているため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第2号口の規定に基づき認定されるようお願いいたします。

記

1 \_\_\_\_\_ に対する取引依存度 \_\_\_\_\_ % (A/B)

A 年 月 日から 年 月 日までの \_\_\_\_\_ 円  
に 関 連 す る 取 引 額 等 \_\_\_\_\_ 円  
B 上 記 期 間 中 の 全 取 引 額 等 \_\_\_\_\_ 円

2 売上高等

(イ) 最近1か月間の売上高等

減少率 \_\_\_\_\_ % (実績)

$$\frac{D - C}{D} \times 100$$

C : 事業活動の制限を受けた後最近1か月間の売上高等 \_\_\_\_\_ 円

D : Cの期間に対応する前年1か月間の売上高等 \_\_\_\_\_ 円

(ロ) (イ)の期間も含めた今後3か月間の売上高等

減少率 \_\_\_\_\_ % (実績見込み)

$$\frac{(D + F) - (C + E)}{D + F} \times 100$$

E : Cの期間後2か月間の見込み売上高等 \_\_\_\_\_ 円

F : Eの期間に対応する前年の2か月間の売上高等 \_\_\_\_\_ 円

河南農観第 号

令和 年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

本認定書の有効期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日

認 定 者 河南町長 森田 昌吾

※ (注) \_\_\_\_\_ には、経済産業大臣が指定する事業活動の制限の内容に応じ、「店舗の閉鎖」等を入れる。

※ 2の(ロ)の見込み売上高等には、実績を記入することができる。

(留意事項)

① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

② 市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。